

デジタル社会の推進と新たな地方創生の実現に関する決議

我が国は、少子高齢化に伴う公共サービス等に関する課題の発生や、デジタル技術の進展、テレワークや副業・兼業の普及など新たな時代環境に直面している。

また、急激な人口減少については、先般、人口戦略会議からも地方自治体の「持続可能性」について分析がなされたところであるが、都市自治体の多様な取組にもかかわらず人口減少に歯止めがかからないなど、地方の置かれている状況は極めて厳しいものがある。これを各自治体の問題としてではなく国全体として捉え、これまで以上に戦略的に施策を実施することが求められる。

このような中、国においては、地方におけるデジタル実装を加速化して「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現を掲げ、施策を実行している。

同構想も推進力として、今こそ、東京一極集中を是正し、分散型国土の具現化を図る大胆な政策を打ち出すとともに、これまで積み上げてきた地方創生の取組についても一層強力で推進することが必要である。

また、国においては、利用者起点で我が国の行財政のあり方を見直し、デジタル技術を活用して公共サービス等の維持・強化と地域活性化を図る「デジタル行財政改革」の具体化に向けて検討が進められており、この機に「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を推進していくことも重要である。

（新たな地方創生の実現）

それぞれの地域がその活力を十分発揮し、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一丸となって取り組むことができるよう、国においては、我が国のグランドデザインと今後の地方創生の取組の方向性を明確に示すこと。

また、新たな地方創生を実現するため、政府関係機関や企業の地方移転のより一層の推進、地域における創業の促進、生産拠点の積極的な地方分散化、地方拠点強化税制の拡充、地方移住の推進、地方における所得向上など、地方への人や仕事の流れを作り出す施策を強力で推進すること。

（デジタル社会の推進）

デジタルトランスフォーメーションの推進は、人口減少が進む地方における

様々な課題解決や地域の魅力向上に資するものであるため、地域における自由な発想と創意工夫を凝らした様々な取組に対し支援を継続するとともに、優良事例の横展開などにより効率的かつ効果的な推進を図ること。

あわせて、5G・光ファイバ等のデジタルインフラの速やかな全国展開やマイナンバー制度の信頼性確保とともに、マイナンバーカードの利便性向上と民間を含めた利活用シーンの拡大など、デジタル社会の実現に不可欠な基盤の整備を引き続き推進すること。

また、地方公共団体情報システムの標準化に当たっては、移行経費について全額国庫補助により必要額を確実に措置すること。さらに、ガバメントクラウド利用料等の運用経費についても、国が主体となって、関係者との協議による適切な料金設定や為替リスクへの対応を行うことなどにより、現行の運用コストよりも負担増とならないようにすること。

加えて、移行スケジュールについても、都市自治体ごとの進捗状況を踏まえ、適切な移行期限を設定するなど、引き続き柔軟に対応するとともに、移行期限を見直したシステムについては、令和8年度以降も同様に必要な財政支援を行うこと。

地域のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、人材還流促進など当面のデジタル人材確保策を強化するとともに、今後のデジタル社会を見据えて、地方においても、デジタル人材の育成・確保に資する教育の充実と産業の育成について積極的な取組を行うこと。また、都市自治体におけるデジタル人材の育成・確保についても、一般職と専門職双方において、具体的な取組がより一層進むよう、更なる支援措置を講じること。

（デジタル田園都市国家構想の推進と地方創生の実現に向けた財源の充実）

デジタル田園都市国家構想の推進に当たっては、デジタルの力を活用しつつ、都市自治体が従来からの地方創生の取組も自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を継続・拡充するなど十分な地方財源を確保すること。

デジタル田園都市国家構想交付金については、これまでの地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、その確保・拡充を図ること。

また、地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、地域のデジタル化の推進に必要な

な経費を適切に計上すること。

（地域公共交通の再構築）

地域公共交通は、地域住民の日常生活を支える移動手段として、また、都市から地方への人の流れを創る社会基盤として、地方創生を推進するうえで重要な役割を担っていることから、その維持・確保及び利便増進等やネットワークの再構築に向けた取組に対し、積極的な支援策を講じること。

特に、ローカル鉄道の再構築は、経済性に偏った議論がなされないよう、地域公共交通としての利便性・持続可能性の確保を基本として、ローカル鉄道に対する地域の声を十分に反映し、国が主体的に関与・調整すること。

あわせて、再構築に関する仕組みが改正地域交通法によって創設されていることから、鉄道事業法における事業廃止の規定については、沿線自治体の意見が反映されるよう、法制度の見直しも含め適切な措置を講じること。

また、自然災害による被災路線の早期復旧と代替交通の確保を図るとともに、鉄道事業者において被災を契機に直ちに存廃の議論に結び付けることがないよう、国として対応を図ること。

（農地法制の見直しに伴う農地の確保と主体的なまちづくりの両立）

都市自治体は、人口減少社会を迎え、地域における雇用創出や所得向上に向け、食料安全保障の根幹となる農地の確保の重要性を認識し、農業振興も含めたまちづくりに取り組んでいる。今後とも地方創生の実現に資する農業地域の振興と総合的な土地利用を図るうえで、農振法等の運用に当たっては、農地の総量確保に拘泥することなく、地域の実情に応じた取組に十分配慮すること。

以上決議する。

令和6年6月12日

全 国 市 長 会